

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年(2022年) 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例
執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市予防接種健康被害調査委員会の項中「8人」を「7人」に改め、

「市長 1人

医療機関の医師 3人」

を

「医療機関の医師 3人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表
 (現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害の原因、補償等についての調査、審議に関する事務	8人(必要に応じ臨時委員若干名を置く。)	市長 1人 医療機関の医師 3人 知識経験者 3人 関係行政機関の職員 1人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害の原因、補償等についての調査、審議に関する事務	7人(必要に応じ臨時委員若干名を置く。)	医療機関の医師 3人 知識経験者 3人 関係行政機関の職員 1人

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について(資料)

健康福祉部 健康推進課

1 改正の理由・経緯

宝塚市予防接種健康被害調査委員会の改正

昭和52年3月7日付衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知において、「市町村長は、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、予防接種健康被害調査委員会を設けるものとする」また、委員構成として「市町村長、地区医師会の代表者、保健所長、専門医師等をもって構成される」との記載があったため、本市は昭和53年9月30日付で「宝塚市予防接種健康被害調査委員会規則」を制定しました。

しかし、当該委員会に市長が入ることについて、改めて厚生労働省に問い合わせたところ、「市長は例示であって必ず含まなければならないものではない。市町村長が委員になっていない自治体も多数ある。」とのことでした。

当該委員会は、市長が委員会に諮問し、答申をもらう形式であることから、市長自身が委員に入ることになじまないと判断し、市長を委員から外すこととします。

なお、条例の委員構成から市長を外すことによる影響は、規則には及びません。

2 改正の内容

宝塚市予防接種健康被害調査委員会における委員総数及び構成について、次のように改めます。

(改正前)

委員総数：8人(必要に応じ臨時委員を若干名置く。)

構成：市長1人、医療機関の医師3人、知識経験者3人、関係行政機関の職員1人

(改正後)

委員総数：7人(必要に応じ臨時委員を若干名置く。)

構成：医療機関の医師3人、知識経験者3人、関係行政機関の職員1人

3 施行期日

公布の日から施行

(現在委嘱している委員の委嘱期間は令和4年9月30日まで)

4 その他

(令和4年7月現在における近隣市町の状況)

・市長が入っている市町
調査した範囲ではなし

・市長が入っていない市町(括弧内は委員数)
神戸市(11名)、西宮市(6名)、尼崎市(7名)、芦屋市(5名)、伊丹市(6名)、
三田市(6名)、川西市(8名)、猪名川町(9名)